	若宮　重行 （持分１／33） 今村　平蔵 （持分１／33） 濵野　一巳 （持分１／33） 髙野　豊馬 （持分１／33） 森　五三郎 （持分１／33） 森　　辰熊 （持分１／33） 杉　冨一郎 （持分１／33） 森　　友喜 （持分１／33） 城丸　甚平 （持分１／33）	
熊本県阿蘇市黒川字年山2492番 山林　1,431㎡	佐藤　サキ 熊本県阿蘇郡黒川村大字乙姫1112番地	公共利用計画あり
熊本県阿蘇市一の宮町宮地字九門2332番６ 宅地　16.38㎡	宮地町	現況：住宅敷地
熊本県合志市合生字辻原3845番１ 宅地　220.10㎡	清原　正路 熊本県菊池郡泗水村	
熊本県合志市合生字辻原3845番２ 畑　197㎡		
熊本県球磨郡錦町大字一武字別府前2549番２ 雑種地　435㎡	別府　六蔵 熊本県球磨郡一武村2505番地	現況：住宅敷地
熊本県玉名郡南関町大字豊永字東原1596番 墓地　625㎡	原賀　藤七 住所不詳	一部公共利用計画あり
熊本県玉名郡和水町平野字大谷2373番１ 宅地　103.00㎡	山川　正志 北海道幌泉郡えりも町字新浜61番地	公共利用計画あり
熊本県玉名郡和水町平野字大谷2371番１ 畑　251㎡	戸上　惣八 熊本県玉名郡川沿村大字江栗	公共利用計画あり
熊本県阿蘇郡高森町大字高森字下森山940番 山林　552㎡	武田ミヨシ 熊本県阿蘇郡高森町	
大分県大分市丹生字長迫1781番２ 公衆用道路 451㎡	幸　榮次郎 大分県大分郡高田村関園396	現況：道路
大分県杵築市大字日野字長利田1921番１ 原野　1,293㎡	岩尾　卓三 大分県速見郡八坂村日野2127	
大分県杵築市大字日野字長利田1921番50 原野　1,746㎡		
大分県杵築市大字日野字長利田1921番49 公衆用道路 223㎡		現状：杵築市所管道路
大分県速見郡日出町大字大神字照川9422番１ 山林　1,868㎡	岩尾　龍七 大分県速見郡八坂村	
大分県速見郡日出町大字大神字照川9422番２ 原野　263㎡		
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字崩ヶ迫2693番 山林　629㎡	下村　忠志 鹿児島県薩摩郡大村上手213番戸	
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字崩ヶ迫2724番 原野　292㎡	有馬　純彦 鹿児島県薩摩郡大村下手2343・2344・2345番地	
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字崩ヶ迫2728番 原野　354㎡	伊福　　東 鹿児島県薩摩郡大村下手337番地	
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字崩ヶ迫2729番 原野　895㎡	徳丸源兵衛 鹿児島県薩摩郡大村上手2376番地	
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字烏山3974番１ 山林　514㎡		
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字前迫3488番 原野　571㎡	米丸畉四郎 鹿児島県薩摩郡大村上手3254番地	

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２５８号

北海道千歳市新富１丁目７番５号　平和ビル204号

債務者　寺田　利男

1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６４号

北海道千歳市幸福４丁目３番８号　スターヴィレッジ101号

債務者　杉山　麻希

1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１３号

札幌市白石区菊水上町１条１丁目100番地31　ビッコロ上町203号

債務者　佐々木明彦

1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２９号

札幌市豊平区平岸１条８丁目４番23号

債務者　小倉丈三郎

1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５２号

北海道江別市元町10番地の38

債務者　高橋　晴美

1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９５号

札幌市東区北35条東19丁目１番31号　ノースビュー35Ｂ－２号

債務者　當瀬　晃三

1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９６号

札幌市東区北35条東19丁目１番31号　ノースビュー35Ｂ－２号

債務者　當瀬　加代

1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９８号

札幌市豊平区西岡３条６丁目８番20―103号

債務者　中町千惠子

1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部